

平成27年9月5日(土)

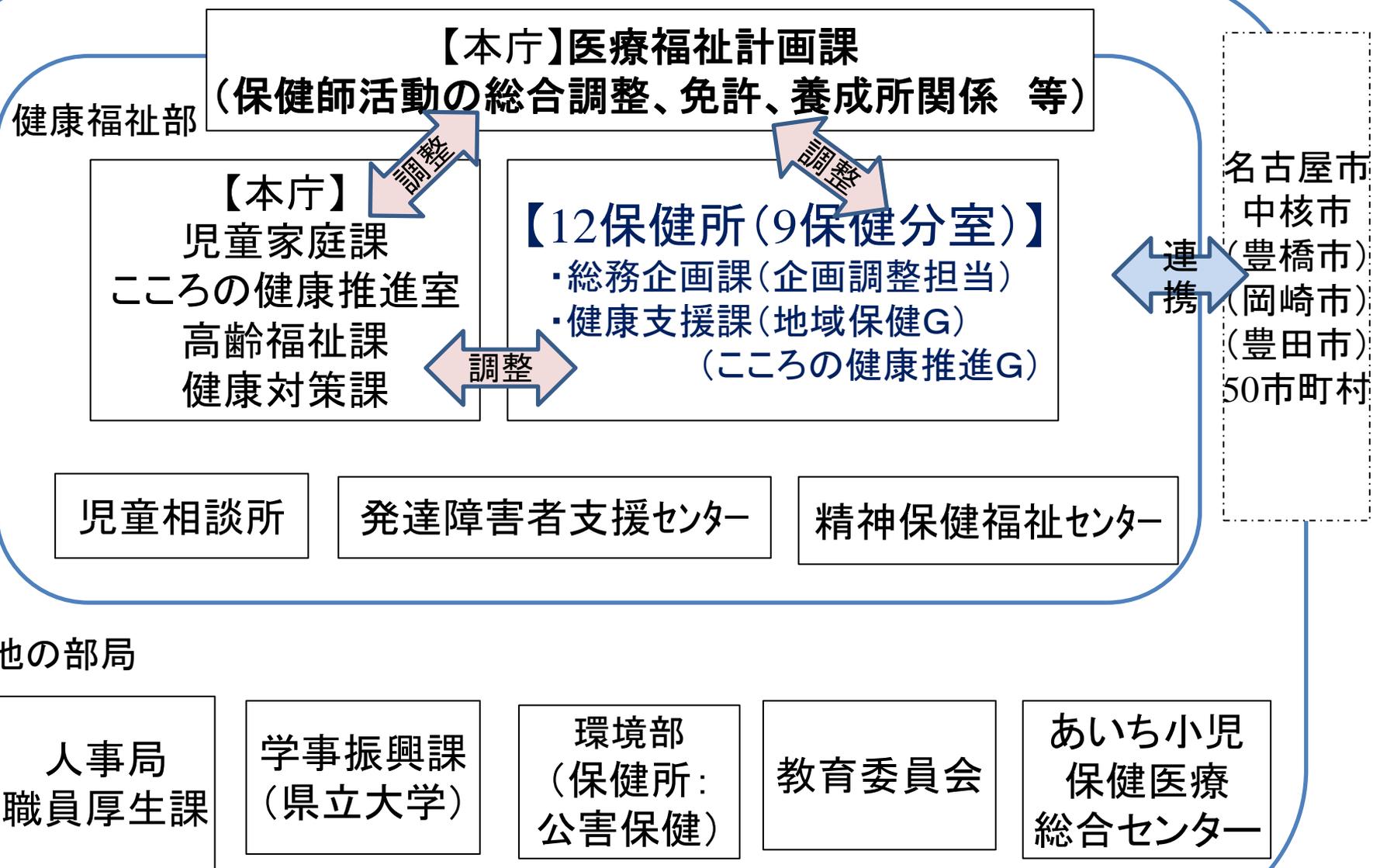
平成27年度全国保健師長会東海北陸ブロック研修会

被災地派遣の取り組みから考える リーダーの役割



愛知県健康福祉部
医療福祉計画課
榊原 るり子

愛知県保健師の配属(H27年度)

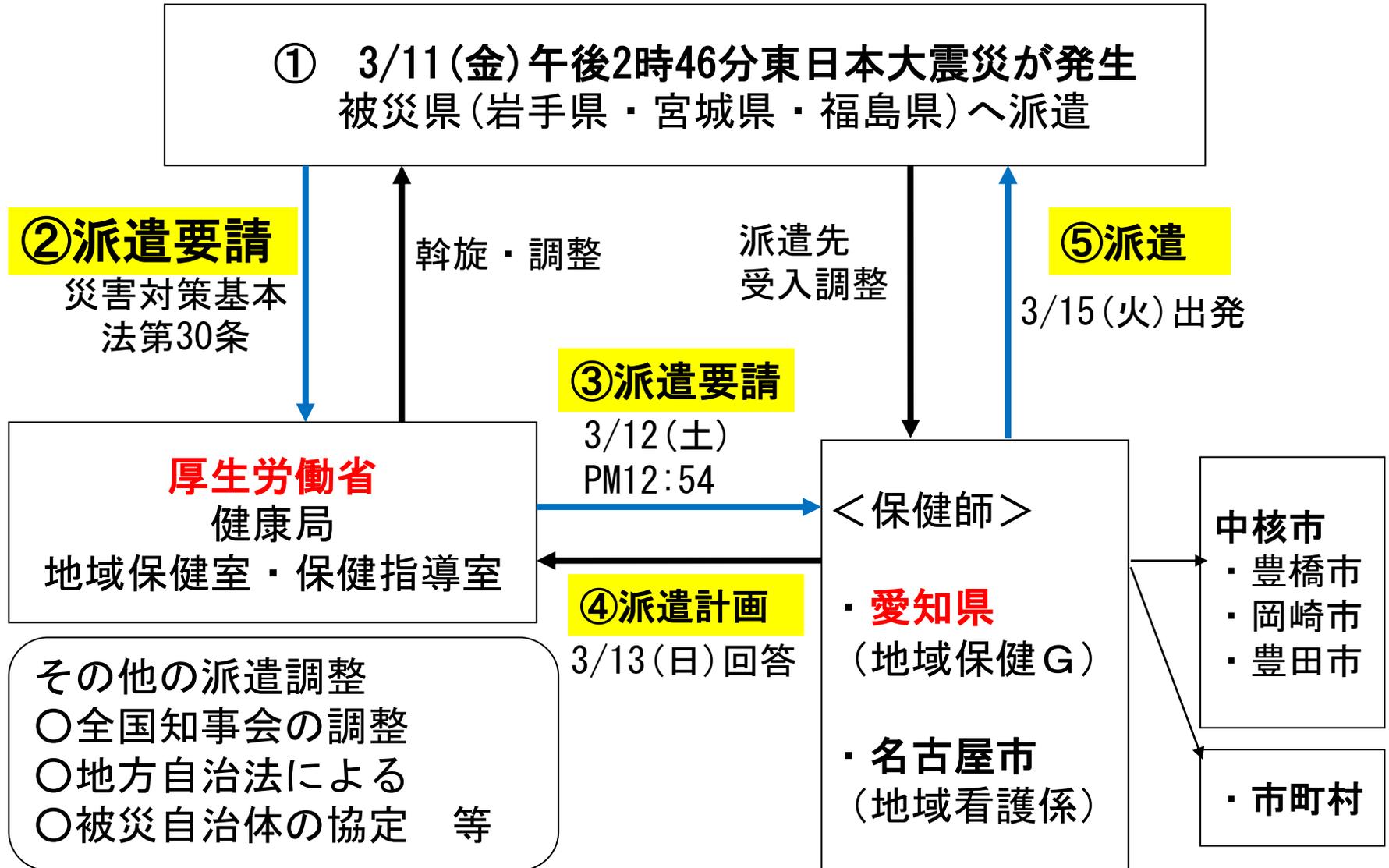


愛知県の地震災害における保健師派遣状況

地震の名称	阪神淡路	新潟県中越	能登半島	新潟県中越沖	東日本大震災	
発災	H7.1.17 (午前5時頃)	H16.10.23 (午後6時頃)	H19.3.25 (午前10時頃)	H19.7.16 (午前10時頃)	H23.3.11 (午後2時46分)	
派遣開始	8日目	9日目	15日目	4日目	4日目 (岩手県)	7か月後 (宮城県)
一班人数 (保健師)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療救護班(8日目～) ・保健所支援班(16日目～) 	2～3名 (県・中核市)	1名(こころのケアチーム)	3名 (県・中核市)	4～6名(県・中核市・市町村)	1名
一班派遣期間		4～5日間	6日間	6日間	8日間	3か月間
派遣チーム数		9班	1班	9班	30班	2班
総派遣人数		27名	1名	27名	157名	2名
総活動期間		6か月間	28日間	6日間	29日間	152日間 (約5か月)

※「東日本大震災派遣保健師活動記録;愛知県;平成25年3月」を一部改変

保健師派遣までの流れ(H23東日本大震災)



愛知県の主な派遣先

愛知県の
公衆衛生関係の
派遣先

・愛知県防災局等
宮城県多賀城市

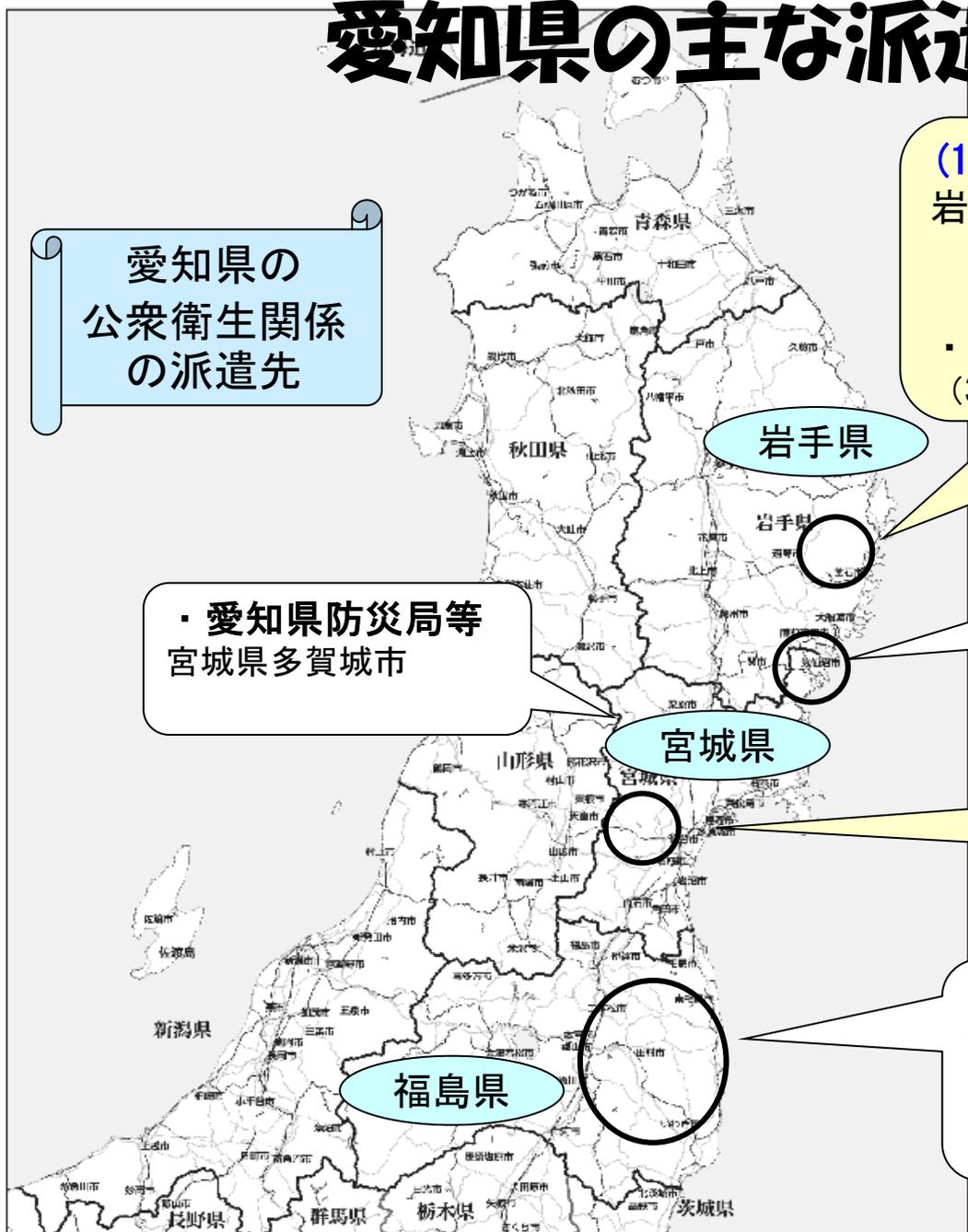
(1) 保健師チーム (3/15~8/13)
岩手県釜石保健所
(大槌町内の避難所に派遣)

・公衆衛生担当職員のチーム
(3/24~ : 薬剤師・獣医師・栄養士等)

・心のケアチーム
宮城県気仙沼市 (3/19~ : 医師・看護師・事務職)

(2) 宮城県への長期派遣
(H23.10~H24.3)

・放射線被爆量の測定等
福島県いわき市・川俣町等 (3/24~ : 医師・診療放射線技師・事務職)



派遣に係る主な対応(本庁)

月 日	発災後	県庁の動き	
3月11日(金)	0日	東日本大震災発生	本庁職員の役割分担
3月12日(土)	1日	厚生労働省から保健師派遣照会 現地や被害の <u>情報収集</u> 、避難所情報の把握 <u>部内会議</u> により保健師派遣を決定 県防災局等関連部局及び名古屋市、近隣県の対応状況把握 中核市(岡崎市・豊田市・豊橋市)との調整	情報収集・ 関係機関調整
3月13日(日)	2日	県保健師の <u>派遣可能者把握</u> 厚生労働省への継続派遣の <u>回答</u> (⇒福島県郡山市)	派遣体制整備
3月14日(月)	3日	保健師 <u>派遣計画</u> 作成、保健所等への <u>通知</u> 知事・副知事 <u>報告</u> 、 <u>記者発表</u> オリエンテーション <u>資料作成</u> 派遣保健師の宿泊先 <u>検討</u> 、交通手段 <u>確保</u> 、 <u>マスコミ対応</u>	派遣保健師の 調整
3月15日(火)	4日	第1班派遣開始(県庁調整担当者1名同行) 第2班への <u>情報提供</u> 厚生労働省・被災県・中核市との <u>連絡調整</u> 福島第一原発事故のため <u>派遣先変更</u> (⇒岩手県釜石保健所)	現地調整、 課題整理
その後		<u>派遣日数</u> を5泊6日 ⇒ 7泊8日に延長(現地情報を参考) 国からの派遣 <u>増員要請</u> ⇒ 市町村も派遣に参加 宮城県からの <u>長期派遣</u> の要請 ⇒ 3か月毎に2名で対応	見通し、 派遣計画、 体制整備

本庁職員の役割分担

※H22・23年度の配置

○総括

国、被災地県庁、他県、部内幹部、関係部署との調整、マスコミ対応、現地視察、長期派遣調整

主幹

(第10班派遣、宮城県視察)

○派遣調整

国への報告、派遣チーム窓口、中核市との調整、派遣計画・文書・資料作成、記者発表、

課長補佐

(第1班派遣、宮城県視察)

○現地調整

派遣活動及び派遣チームの活動資材・車両(公用車・レンタカー)の確保、派遣市町村との調整、職員の健康管理

主査

(第28班派遣)

○物品調整

物品調達、通信手段確保、予算措置事務、車両の確保、宿泊施設の確保と調整、庁内関係部署との調整

主任

(第24班派遣)

※派遣チーム全30班＋長期2名で6か月

災害時における統括保健師の役割

＝月刊「地域保健2014.5:座談会」の内容(愛知県)から＝

- 覚悟、決意
- 日がたつにつれ、市町村・保健所の不安な声
- 現地の声を聴き、現地に出向き、確信する
- 幹部に理解を求めるための資料づくり
- 発災後1か月時点での新しいデータ(情報)の不足
- 保健師として・行政組織の一員として・心中揺れる
- 統括保健師が管理職であることは交渉しやすい
- 人的ネットワーク・多彩なチャンネルを持っていること
- 積極的に様々な会議に出て、行政センスを磨く
- 保健所の課長は地域の状況を把握する
- 保健所と市町村が一緒に派遣に行き連携のきっかけできた
- リーダー保健師は、会議を活用して各種関係団体と協議する
- 関係団体や協議の場で得た情報をスタッフに伝える役割 ⁸

災害派遣活動で担った本庁の役割

1 本庁組織内の役割分担

- ・ 部内幹部・厚生労働省・派遣先(県庁・保健所)調整 ・派遣保健師との連絡、国への報告、広報
- ・ 予算(活動資金や物品)、中核市・市町村と派遣前の打合せ、公用車の調達・管理、宿泊先確保

2 保健所・市町村、派遣待機者への情報提供

- ・ 国からの技術や知識に関する情報、派遣活動の経過報告、派遣者の手記等、継続的に伝達(ほっとラインを活用) ・派遣活動報告の継続的把握の中から派遣活動に必要な情報を提供

3 安心・安全な活動環境の整備

- ・ 派遣前の必要物品や活動内容の事前情報提供、メンバーや緊急時連絡先の作成・配布
- ・ 派遣中の活動資金や物品、活動手段の調整、宿泊環境の整備
- ・ 派遣メンバーの役割分担(リーダーとメンバー)、派遣保健師の所属上司等との連絡・調整

4 対応困難事例への助言

- ・ 派遣中の活動内容聴取と対応困難事例への相談・助言

5 フェーズに合わせた方向性の提示

- ・ 本庁保健師が被災地域に出向き、受入側の調整担当者と直接話し、フェーズにあわせた活動の方向性を検討 ①初動時(第1班):活動拠点の確認 ②1か月後(第10班)長期化の見通し ③4か月後(第24班):活動方法調整、(第28班)終盤の現地調整
- ・ 各期に応じた健康課題を予測し、事前準備や派遣中の活動に活かすよう示唆する

本庁・保健所・市町村と協働(1)

「災害時保健活動体制整備状況調査(毎年度)」

平成26年度調査(平成25年度実績)(「平成25年度愛知の保健師活動のまとめ」より一部抜粋)

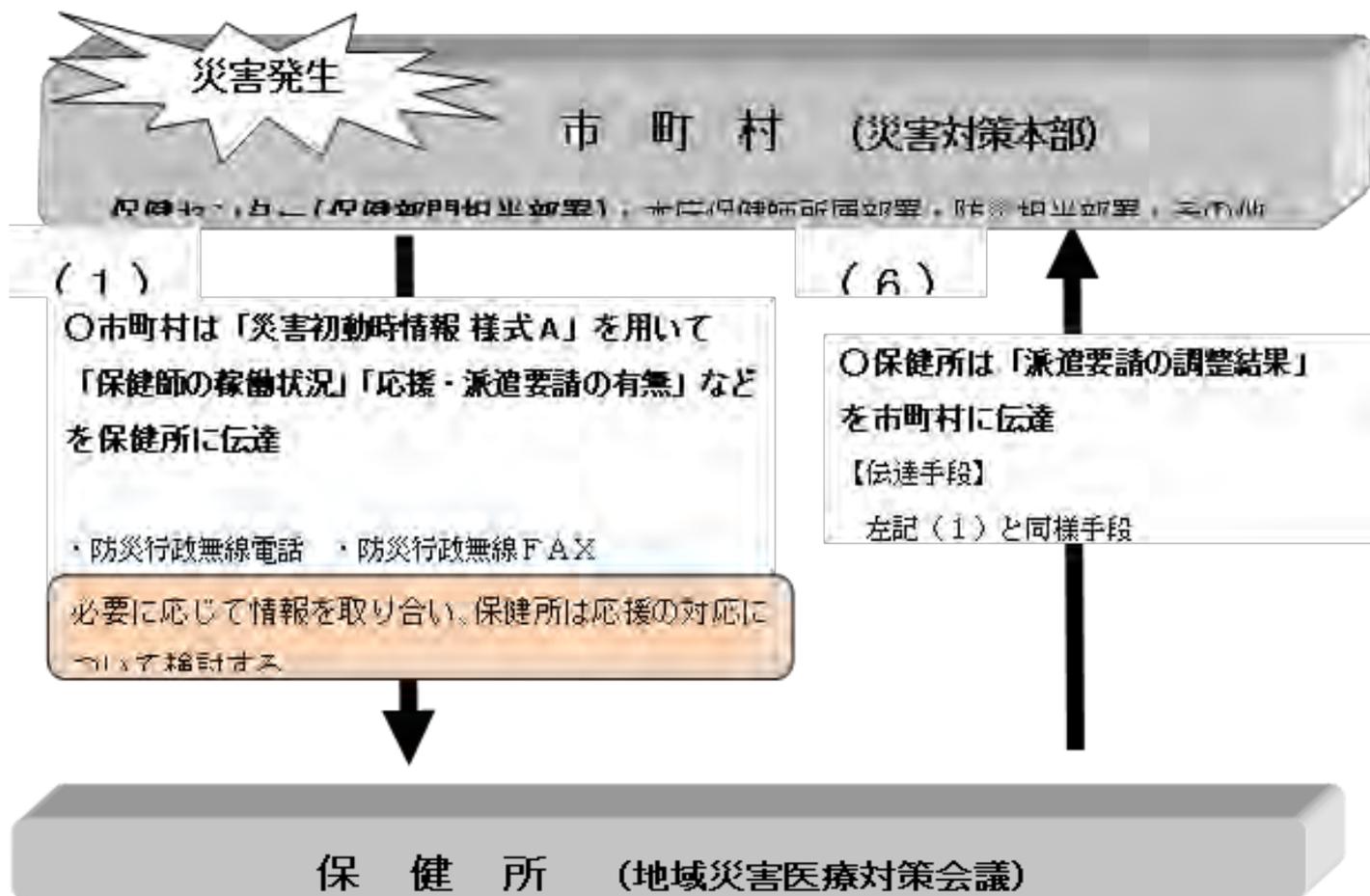
	調査内容	保健所 (n=12)%	市町村 (n=53)%
会議の実施	1) 所属内の各課横断的な会議	25.0	43.4
	2) 関係者を対象にした会議	66.7	26.4
	3) 要援護者とその家族を対象にした会議	25.0	1.9
	4) 未実施	16.7	47.2
災害時保健活動マニュアルの作成	1) 災害時保健活動マニュアル作成済み	41.7	56.6
	2) 所属の防災マニュアル等に災害時保健活動を含めて作成済み	50.0	7.5
	3) 活動分野や課題に対応した活動マニュアルを作成済み	16.7	5.7
	4) 検討中	0.0	20.8
	5) 未実施	8.3	18.9
保健所の取り組み・市町村の取り組み			

本庁・保健所・市町村と協働(2)

「愛知県災害時保健師活動マニュアル改訂版の作成(H25)」

「災害初動時情報伝達訓練(開始年度:H24年度)」

図 保健師災害初動時情報伝達フロー図



保 健 所 (地域災害医療対策会議)

(2)

○保健所は「災害初動時情報 様式A」の内容の「保健所と市町村保健師の稼働状況」「応援・派遣要請の有無」などを医療福祉計画課に伝達

【伝達手段】

・防災行政無線電話 ・防災行政無線FAX

(5)

○医療福祉計画課は「応援要請の調整結果」を保健所に伝達

【伝達手段】

左記(2)と同様の伝達手段

必要に応じて情報を取り合い、医療福祉計画課は応援の対応について検討する

県 (医療福祉計画課) (災害医療調整本部)

(3)

○医療福祉計画課は、県内保健師の応援・派遣の調整を行い、派遣要請の必要性等を判断

○医療福祉計画課は「保健師の派遣要請」を厚生労働省に行う

【伝達手段】

(4)

○医療福祉計画課は厚生労働省からの「派遣要請の調整結果」を受理

【伝達手段】

左記(3)と同様の伝達手段

厚生労働省保健指導室

○活動状況調査結果及び情報伝達訓練については、

①保健所・市町村地域保健主管課長会議

②災害に関する研修会

③愛知の保健師活動のまとめ

等で伝達し還元している。

※伝達手段は、愛知県高度情報通信ネットワークのメニュー内容。

※県(医療福祉計画課)、保健所、市町村においては、各自自治体・機関が設置する災害関係会議において保健師の派遣・配置状況等について情報共有等を行う

愛知県保健師人材育成ガイドライン ＝ 管理期の望ましい姿・目標 ＝

◆リーダーシップをとって発展的に活動を推進することができる

◆部下の活動に対してスーパーバイズができる

◆人事管理と環境管理を行うことでよりよい職場をつくることができる

【行政能力の目標(健康危機管理)】

- 平常時から危機意識を持って、危機管理体制を整備することができる
- 困難な状況、突発的な出来事について組織的な協議や判断ができる
- 原因究明や被害の拡大防止のための対策や体制を整備することができる
- 危機発生時は、組織内外に対して迅速かつ的確に判断・指示することができる

【専門能力の目標(健康危機管理)】

- 健康危機体制について地域で検討する機会を持ち体制整備を図ることができる
- 所属の対策会議等に参加し情報提供や保健活動等について連絡調整ができる
- 健康危機の規模、今後の予測等状況判断ができる。
- 対策を実施するための必要なマンパワー量の算出ができ保健師の配置ができる

愛知県保健師の保健活動指針 ＝ 保健師の保健活動の基本的な方向性 ＝

11. 健康危機管理・・・(国の活動指針に追加)

保健師は、災害や健康危機事案の発生時に適切かつ迅速な対応が行えるよう、平常時から管内市町村や医療機関を始め関係機関と顔の見える関係を築き、保健師自らの役割・行動を確認すること。

また、災害発生時に適切な保健活動を展開するための「災害時保健活動マニュアル」に基づき所内・所外の連携体制を整備し、市町村の体制整備を推進すること。

保健師は、健康被害をもたらす新たな健康危機について、各課及び多職種と連携を取り、適切に対応すること。

☆災害保健活動から学ぶリーダーの役割☆

- ① 自覚と覚悟、意思決定等リーダーとしての役割意識
- ② 相談・助言・指示の状況に応じた適切な対応
- ③ 組織内での情報交換・意見交換できる環境づくり
- ④ 常日頃、情報入手できる組織的な手段を持つ
 - ・役職別会議、メールを活用したネットワーク
- ⑤ 自分の特徴を知り、技術や知識の獲得、向上に努める
 - ・得意・不得意、個人の価値観と組織の判断
- ⑥ 分担・補完する柔軟な構えで状況に応じて対応する
 - ・相談 ⇒ 補完 ⇒ 支援 ⇒ 協力 ⇒ 協働
- ⑦ 不測の事態には、危機管理対応能力、マネジメント能力を発揮する(組織的対応)
 - ・組織的に統括的役割の共通認識がある
 - ・統括保健師へのサポート体制(補佐的役割)が必要

ご清聴ありがとうございました



県の鳥：
このはずく

県の花：かきつばた